

仕 様 書

- 1 業務名
沖縄県立博物館・美術館排煙口取替工事
- 2 履行期間
契約締結の翌日から令和7年3月21日まで
(機器、部品等発注機関を含む。)
- 3 履行場所
沖縄県立博物館・美術館 (那覇市おもろまち3丁目1番1号)
- 4 工事作業時期
契約の日から～令和7年3月21日(金)
※ただし、大きな作業音が想定される工程は、休館日(原則月曜日)に行うこと。

5 取替対象

No.	階層	取替箇所	型式・サイズ	復旧方式
①	1階	通路 1-1	パネル形 500×500	手動
②			パネル形 500×500	手動
③			パネル形 400×400	手動
④		通路 1-6	パネル形 600×600	電動 (モーター)
⑤		通路 1-6 (県民ギャラリー～荷解室・搬入室前)	パネル形 600×600	電動 (モーター)
⑥		通路 1-6 (燻蒸室一時保管庫前)	パネル形 800×800	電動 (モーター)
⑦	3階	通路 3-1 (美術館スタッフルーム 2前)	パネル形 300×300	電動 (モーター)

6 特記事項

- ・ 本業務においては、排煙口の取替と併せて、排煙口の結露対策を行うものとする。
- ・ 本業務に必要とされる消耗品、仮資材等は本業務に含むものとする。
- ・ 業務中に発生する廃棄物等の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- ・ 本業務に必要な光熱水費に要する手続きや手配は受注者で行うものとし、その費用は受注者負担とする。
- ・ そのほか通常必要と認められるものの施工及び費用は含むものとする。

7 その他留意事項

- (1) 作業前に事業工程表を提出すること。また、同計画内容について、当館担当者と綿密に調整を行い、施設の一般業務に支障を及ぼさないようにすること。

- (2) 作業にあたって、官公署等への届け出が必要な場合は受託者にて行うこと。
- (3) 作業現場の保安に注意すると共に第三者に危害及び迷惑を及ぼさないよう万全の措置をとること。
- (4) 作業に際し、従来部分を汚損した場合、又は損傷した場合は、構造、仕上等、従来にならい補修すること。
- (5) 1日の作業終了後には、清掃作業及び整理整頓を行うこと。
- (6) 火気の取り扱いの際は当館に報告し、その取り扱いには十分に注意すること
- (7) 作業に従事する者は、担当業務に熟知する者を使用しなければならない。
- (8) 本業務では、高所での作業もあるため作業員の安全には十分に配慮すること。
- (9) 本業務の履行にあたっては関係法令等を遵守すること。
- (10) その他、仕様書に記載されていない事項、又は疑義が生じた場合は発注者と協議のうえで行うこと。

8 成果物

- (1) 業務完了後は、速やかに完成報告書を提出すること。
- (2) 工事写真（施工前、施工中、施工後、物件のメーカーや型式が分かる写真等）を添付すること。
- (3) 既存機器を適切に処分したことが分かる書類
- (4) その他、当館が求める書類

9 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。または、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ・ 契約の金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせるようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるようとするときはこの限りでない。

<その他、簡易な業務>

- ・ 複写、印刷、製本、運搬